

(別添参考資料)

令和6年度気候変動適応地域づくり推進事業近畿地域業務に係る 業務の概要及び企画書作成事項

I 業務の概要

1 件名：令和6年度気候変動適応地域づくり推進事業近畿地域業務

2 業務の目的

「気候変動適応法（平成30年12月施行。以下、「適応法」という。）」では、地域における気候変動適応の推進に係り、都道府県・市町村においては、地域気候変動適応計画の策定（適応法第12条）と地域気候変動適応センター（適応法第13条。以下、「地域センター」という。）の確保に努めることとしているとともに、広域的な連携による気候変動適応に関し必要な協議を行うため、気候変動適応広域協議会（適応法第14条。以下、「広域協議会」という。）を組織することができるとされている。

気候変動の影響は、その地域の気候や地形、文化、経済社会状況などによって異なる。適時適切な適応策が実施されることによって、地域の強靱性を高めるだけでなく、新たなビジネスチャンスの創出等の地域づくりにもつながることから、地域の気候変動影響に対し、地方公共団体によってきめ細かい適応策を講じていくことが重要となる一方、地方公共団体の境界を超えた広域の気候変動影響など、個々の地方公共団体等では解決しきれない課題も多く存在し、効果的な適応策を効率的に実施するためには、地域の関係者による連携が必要となる課題も多い。

環境省では、平成31年度に地方公共団体、国の地方支分部局、地域センター、事業者等気候変動適応に関係を有する者によって構成される広域協議会を、全国7ブロック（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州・沖縄）で立ち上げた。

各ブロックの広域協議会活動を通じて地域の関係者の連携のもと、地域の気候変動適応を促進するため、令和5年度より「気候変動適応地域づくり推進事業（以下、「本事業」という。）」を実施している。

なお、本事業の成果は、各ブロックの構成員等が一同に会する「気候変動適応全国大会」及び「気候変動適応情報プラットフォーム」等を通じて、全国の広域協議会及び地方公共団体等の構成員による適応計画の策定及び実施の参考となるよう情報共有・公開を行うことで、一層の取組促進を図ることとする。

本事業は、「気候変動適応地域づくり推進事業全国業務（以下、「全国業務」という。）」と、全国7ブロックを対象とする「気候変動適応地域づくり推進事業地域業務（以下、「地域業務」という。）」の計8業務からなる。

業務の実施に当たっては、令和2年度から令和4年度まで実施した「気候変動適応における広域アクションプラン策定事業」及びこれまでに実施された気候変動適応に関するプロジェクト、既存の文献等の知見を最大限活用すること。また、ブロックに属する地方公共団体や関係する機関及び有識者等と連携し効果的に業務を実施するとともに、環境省担当官と随時打合せを行い、その指示に従うこと。

3 業務の骨子

本業務の目的を踏まえ、以下の業務を効率的かつ効果的に実施すること。実施に当た

っては、分科会の構成員やアドバイザー、近畿地方環境事務所等のニーズや助言に応じて、調査内容等を柔軟に調整すること。

また、広域協議会、分科会、座談会、セミナー等の開催、及びヒアリング・打ち合わせ等の実施にあたっては、目的や必要に応じて、対面開催、WEB開催、ライブ配信等の手段を検討し、環境省担当官と相談の上柔軟に対応すること。

(1) 広域アクションプランに基づく地域気候変動適応策の推進

令和4年度に策定された広域アクションプランが取り扱う広域適応課題のテーマに関連し、実施すべき以下の業務を行うこと。具体的な作業実施に当たっては、広域アクションプランの記載内容を確認し、環境省担当官と相談の上柔軟に対応すること。分科会のテーマ毎に必要なに応じて有識者、自治体関係者、民間団体関係者等へのヒアリング（1テーマ当たり5名以内、2回程度、各2時間程度、有識者（7級相当）への謝金1時間当たり7,000円）、座談会等（40名程度、1回程度、2時間程度、近畿地域内開催を想定。有識者（7級相当）を招聘する場合は、有識者1人に対して謝金1時間当たり7,000円を支払うものとする、旅費は旅費法に準じて支払うものとする）、自治体職員向け研修（自治体の規模に応じ10～25名程度、1回程度、半日程度、近畿地域内自治体庁舎での開催を想定。有識者（7級相当）を招聘する場合は、有識者1人に対して謝金1日当たり17,800円を支払うものとする、旅費は旅費法に準じて支払うものとする）、実証授業（小学校又は中学校、2校程度、2回程度、各1時間程度、講師を招聘する場合は、講師（有識者：7級相当）への謝金1時間当たり7,000円、旅費は旅費法に準じて支払うものとする）等の実施を検討すること。これらの業務にかかる資料印刷、会場借料、お茶等の費用については、本業務において負担すること。

<広域アクションプランが取り扱う広域適応課題のテーマと概要>

1) 熱ストレス増大により都市生活で必要となる暑熱対策：旧暑熱対策分科会で策定した広域アクションプラン

近畿地域は、大阪、京都、神戸など大都市や観光地を擁し、特に夏季の熱中症搬送者数の増加やヒートアイランドの進行が地域共通の課題となっている。また、祇園祭等の大規模な祭礼・屋外イベントが毎年多く開催され、今後、大阪・関西万博等、大型の野外イベントも計画されている。策定された広域アクションプランでは、

① イベント・観光時の暑熱対策

② イベント・観光時に着目した暑熱対策としての緑化の促進

を重点プロジェクトに掲げ、関係者が連携することにより熱中症患者の発生リスクを低減するための地域気候変動適応策をとりまとめた。広域アクションプランに基づき実施すべき主な作業は以下の通りである。

- ・各重点プロジェクトの実施に必要な情報及びデータの収集
- ・必要に応じた、追加調査、分析、対策事例創出
- ・各重点プロジェクトの実施状況に関する情報共有、及び広域連携体制の基盤づくりに関するフォローアップとしての座談会開催（1回程度）や自治体職員向

け研修の実施（1回程度）

2) 茶栽培における気候変動影響への適応：旧お茶対策分科会で策定した広域アクションプラン

京都府、滋賀県、奈良県は、「宇治茶」、「近江茶」、「大和茶」等の原料茶生産地域であり茶の生産活動はとても盛んである。これらの茶栽培地域は、瀬戸内の気候帯区分に位置するため、夏の高温少雨傾向が強く温暖化の影響が顕在化しやすい。また、土壌がマサ土地帯のため保水力に乏しく干ばつになりやすく、立地的にも盆地に位置するため異常高温になりやすいといわれている。作付時期が変更できず、品種改良に時間のかかる茶栽培への気候変動影響調査データは不足している。旧お茶対策分科会で策定した広域アクションプランでは、近畿地域における茶栽培の気候変動影響および気候変動適応技術を情報共有することによって、将来の気候変動の状況下でも茶生産を維持発展させることを目的とし、滋賀県、京都府、及び奈良県の茶業研究機関が共同で「近畿気候変動適応茶業研究連絡会」を設置することとした。広域アクションプランの実施に向けた主な作業は以下の通りである。

- ・「近畿気候変動適応茶業研究連絡会」の活動状況のヒアリング、及び近畿地域における茶栽培への気候変動影響および気候変動適応技術等に関する情報共有内容の把握（下記（4）参照）
- ・必要に応じた、アドバイザー/オブザーバー、及び意見交換メンバーとの交流を目的とした座談会の開催

3) 局地的大雨による市街地水災リスク増大への適応：旧ゲリラ豪雨対策分科会で策定した広域アクションプラン

将来の気候変動により、局地的な大雨の発生頻度、強度が増してきており、将来的にはさらに激甚化すると予測されていることから、市街地での水災リスク評価のニーズが高まっている。10～20分程度で急速に発達し重大な被害をもたらす局地的な大雨等による市街地での水災に備える必要がある。旧ゲリラ豪雨対策分科会で策定した広域アクションプランでは、

- ①施設の豪雨対策状況整理
- ②豪雨関連情報の有効活用検討
- ③ゲリラ豪雨対策に関する啓発・教育

を重点プロジェクトに掲げ、関係者が連携することにより将来的にさらなる激甚化が予想されているゲリラ豪雨による人的・物的被害を軽減するための地域気候変動適応策をとりまとめた。広域アクションプランの実施に向けた主な作業は以下の通りである。

- ・各重点プロジェクトの実施に必要な情報及びデータの収集
- ・必要に応じた、追加調査、分析、対策事例（豪雨関連情報の有効活用を推進するための実証授業など）の創出
- ・各重点プロジェクトの実施状況に関する情報共有

(2) 気候変動適応策の推進のための普及啓発活動の実施

気候変動適応策の推進のための普及啓発活動等を実施する際には、事前に環境省担当官と相談の上、行うこと。なお、検討会、ワークショップ、研究会及びセミナー等の開催・運営にかかる旅費、謝金、資料印刷、会場借料、お茶等の費用については、本業務において負担すること。

民間企業を対象とした気候変動影響に関する研究会の開催

気候変動影響と民間企業が実施すべき緩和策及び適応策に関する理解と取組を推進することを目的に、近畿地域内民間企業の担当者等の参加による気候変動影響に関する研究会（以下、「研究会」という、10名程度、1回程度、2時間程度、資料はA4版30頁程度、10部程度、近畿地域内を想定）を開催する。研究会においては、企業の気候変動対策事例の紹介を行うほか、企業の気候変動対策に関するテーマを設定し、参加者による意見交換会を行う。また、必要に応じて近畿地域内民間企業の経営者や担当者等の参加によるセミナー（40名程度、1回程度、2時間程度、近畿地域内を想定、講師（有識者：7級相当、3名以内程度）を招聘する場合は、講師1人に対しての謝金1時間当たり7,000円、旅費は旅費法に準じて支払うものとする）やワークショップ（20名程度、1回程度、半日程度、近畿地域内を想定、講師（有識者：7級相当）を招聘する場合は、講師1人に対しての謝金1日当たり17,800円、旅費は旅費法に準じて支払うものとする）を開催してもよい。

(3) 気候変動適応近畿広域協議会・意見交換会・分科会等の開催・運営

近畿地域における適応策推進を目的として、広域協議会を開催（2回程度、70名程度、半日程度（下記の意見交換会を開催する場合は意見交換会を含めて半日程度）、近畿地域内を想定）する。その際、広域協議会運営、資料の作成及び配布、議事録の作成等を行う。また、幅広い分野からアドバイザーを招聘すること（7級相当、6名程度を想定。アドバイザー1人に対して謝金1日当たり17,800円、旅費は旅費法に準じて支払うものとする。）。また、必要に応じて有識者等（7級相当、2名程度、有識者1人に対して謝金1日当たり17,800円、旅費は旅費法に準じて支払うものとする。）を招聘し、気候変動適応に関する知見の共有を図るものとする。

さらに、広域協議会前もしくは広域協議会後の時間に、必要に応じて地方自治体担当者、地域気候変動適応センター、及びアドバイザー等による意見交換会（1回程度、20名程度、1時間程度、広域協議会会場を想定）を開催してもよい。この意見交換会は、参加者の自由な意見交換を促進するため原則非公開とし、議事録の作成も行わないものとする。

また、3（1）のテーマに沿った分科会（2テーマ程度、各2回程度、40名程度、半日程度、近畿地域内を想定、参加者の旅費は旅費法に準じて支払うものとする。）を開催する。その際、アドバイザー（7級相当、各2名程度、アドバイザー1人に対して謝金1日当たり17,800円、旅費は旅費法に準じて支払うものとする。）を招聘すること。また、必要に応じて有識者等（7級相当、各2名程度、有識者1人に対して謝金1日当たり17,800円、旅費は旅費法に準じて支払うものとする。）を招聘し、分科会テーマに即した知見等の共有を図るものとする。

さらに、必要に応じて地方自治体、関係する機関及び有識者等（7級相当、8名程度）とのアドバイザー委員会（1回程度、12名程度、半日程度、近畿地域内を想定。

有識者1人に対して謝金1日当たり17,800円、参加者及び有識者の旅費は旅費法に準じて支払うものとする。なお、有識者以外の参加者の謝金については本業務では負担しない。)を開催し、広域協議会の運営に関し幅広い知見に基づく意見交換に努めるとともに、環境省担当官と随時打合せを行い、その指示に従うこと。

なお、広域協議会、分科会及びアドバイザー委員会の開催・運営に係る資料印刷(A4判50頁程度、広域協議会で70部程度、分科会で40部程度、アドバイザー委員会で10部程度、なお、オンライン参加者に対しては電子ファイルを配布する等によりペーパーレス化を図ること)、会場借料及びお茶等の費用については、本業務において負担すること。

広域協議会、分科会、及びアドバイザー委員会の運営、アドバイザー及び有識者の選定、内容及び開催地の選定に当たっては、環境省担当官と相談の上決定する。

近畿広域協議会アドバイザー(案)

氏名	所属
白岩 立彦	京都大学大学院農学研究科 教授
竹門 康弘	大阪公立大学 国際基幹教育機構 客員研究員
中北 英一	京都大学防災研究所 教授
中山 恵介	神戸大学大学院工学研究科 教授
藤井 孝夫	京都先端科学大学バイオ環境学部食農学科 特任教授
吉田 篤正	大阪公立大学 客員教授/早稲田大学 教授

暑熱対策フォローアップ分科会アドバイザー(座長、副座長)(案)

氏名	所属
吉田 篤正	(座長) 大阪公立大学 客員教授/早稲田大学 教授
飛田 国人	(副座長) 大阪府立大学人間社会システム科学研究科 准教授
柘元 慶子	(副座長) 大阪公立大学大学院工学研究科 客員教授

お茶対策に関するアドバイザー(案)

氏名	所属
藤井 孝夫	京都先端科学大学バイオ環境学部食農学科 特任教授

ゲリラ豪雨対策分科会アドバイザー(座長、副座長)(案)

氏名	所属
中北 英一	(座長) 京都大学防災研究所 教授
竹之内 健介	(副座長) 香川大学創造工学部 准教授

(近畿広域協議会参加メンバー(案))

- ・国：環境省、近畿地方環境事務所、近畿農政局、近畿中国森林管理局、近畿経済産業局、近畿地方整備局、近畿運輸局、神戸運輸監理部、大阪管区气象台
- ・近畿広域協議会アドバイザー

- ・地方公共団体：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、京都市、大阪市、堺市、神戸市
- ・研究機関等：国立研究開発法人国立環境研究所、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構西日本農業研究センター、国立研究開発法人水産研究・教育機構水産技術研究所、国立研究開発法人森林総合研究所関西支所
- ・地域適応センター：滋賀県気候変動適応センター、京都気候変動適応センター、おおさか気候変動適応センター、兵庫県気候変動適応センター、和歌山県気候変動適応センター
- ・地域地球温暖化防止活動推進センター：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、大津市に設置されている各地球温暖化防止活動推進センター
- ・その他：気候変動適応地域づくり推進事業近畿地域業務請負事業者等

(内容(案))

- ・地域の気候変動適応に関する事項(地域における気候変動影響に関する科学的知見の整理、地域において気候変動適応を推進する上での課題の整理及び適応策の検討、地域の関係者連携によるプロジェクト等の推進)
- ・協議会の運営に関し必要な事項(構成員の追加・削除、議長・座長選任の有無、協議会開催の頻度や時期、分科会などの設置、非公開に該当する資料の選定)
- ・その他

(4) 気候変動適応広域アクションプラン策定事業近畿地域業務のフォローアップ

「令和4年度気候変動適応広域アクションプラン策定事業近畿地域業務」で取りまとめた広域アクションプラン(暑熱対策分科会 広域アクションプラン、お茶対策分科会 広域アクションプラン、ゲリラ豪雨対策分科会 広域アクションプラン)について、それぞれ進捗状況を把握のうえ取りまとめ、令和6年度に実施する2回目の気候変動適応近畿広域協議会にて報告し、構成員等の意見や助言等を受けて、必要があれば広域アクションプランの改善を図ること。報告に使用した資料は、必要な修正を加えた上で気候変動適応情報プラットフォームにて公開すること。

(5) 連絡会議及び気候変動適応全国大会への出席等

本事業の情報共有等を目的として全国業務において開催する連絡会議(1回程度、1日程度、WEB開催を想定)に参加すること。

また、全国業務において開催する気候変動適応全国大会(1回程度、2日程度、地方拠点都市を想定)に参加するものとし、資料の作成を行うほか、全国業務請負者の運営を支援すること。

なお、気候変動適応全国大会に有識者等の参加が必要な場合は、謝金及び旅費(7級相当、各日2名程度、有識者1人に対して謝金1日当たり17,800円、旅費は旅費法に準じて支払うものとする。)を本業務において負担するものとする。

(6) 報告書の作成

上記(1)から(5)の内容を取りまとめ、報告書を作成する。

4 履行期限

令和7年3月31日(月)まで

5 成果物

紙媒体：報告書 5部(A4判 150頁程度)

電子媒体：報告書の電子データを収納したDVD-R 2枚(セット)

報告書等及びその電子データの仕様及び記載事項等は、別添によること。

提出場所 環境省近畿地方環境事務所環境対策課

6 著作権等の扱い

(1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権(以下「著作権等」という。)は、納品の完了をもって請負者から環境省に譲渡されたものとする。

(2) 請負者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権者人格権を行使しないものとする。

(3) 成果物の中に請負者が権利を有する著作物等(以下「既存著作物」という。)が含まれている場合、その著作権は請負者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。

(4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、請負者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。

(5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。

(6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

7 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

(1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。

(2) 請負者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。

また、請負業務において請負者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。

なお、受注者は成果物に、不必要な個人情報等を記載しないこと。個人情報等を掲載する必要があると判断される場合には、その取り扱いについて担当官と協議を行うこと。

- (3) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 請負者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。
- また、請負業務において請負者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- (5) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<https://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

8 その他

- (1) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難しい事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。
- (2) 本仕様書の記載内容（人数・回数の増減を含む。）に変更が生じたとき、必要に応じて変更契約を行うものとする。
- (3) 静的コンテンツのみのホームページ作成に当たっては、『みんなの公共サイト運用ガイドライン（2016年版）』（総務省）及び「ウェブ・コンテンツ・アクセシビリティ・ガイドライン（WCAG）2.0」の内容を元に策定された JIS X 8341-3:2016 に基づくこと。また、デザインレイアウトにおいては「Web サイト等による行政情報の提供・利用促進に関するガイドライン（平成31年4月18日）」及び『Web サイトガイドブック（平成31年4月18日）』に基づくこと。

上記各ガイドライン等は以下の URL において公開している。

(参考) 「みんなの公共サイト運用ガイドライン（2016年版）」

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/b_free/guideline.html

(参考) 「ウェブ・コンテンツ・アクセシビリティ・ガイドライン（WCAG）2.0」

※JIS X 8341-3:2016 と内容はおおむね一致しているが、日本語特有の扱い等 JIS 規格のみの記載もある点に留意すること。

<https://waic.jp/docs/wcag2/>

(参考) 「Web サイト等による行政情報の提供・利用促進に関するガイドライン」及び『Web サイトガイドブック』

<https://cio.go.jp/guides>

さらに JavaScript (ECMAScript) を用いる場合には、以下の点に留意すること。

- 第三者製ライブラリの利用に当たってはライセンスを事前に確認の上、著作権等の権利侵害を起こさないようにすること
- ライブラリのバージョンは可能な限り最新のものをを用いることとし、セキュリティ上の脆弱性の報告されているライブラリについては対策の施されている

バージョンに更新すること

- 独立行政法人情報処理推進機構 (IPA) の発行する『安全なウェブサイトの作り方』 (<https://www.ipa.go.jp/security/vuln/websecurity.html>) 等を参考に、既知の種類脆弱性 (クロスサイト・スクリプティングやクッキーからの意図しない情報漏洩等) に対する対策を講ずること。また運用時も対策漏れの有無を定期的に確認し、漏れのあった場合は対処を行うこと

(4) 会議運営を含む業務

会議運営を含む業務にあつては、契約締結時における国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (平成 12 年法律第 100 号) 第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針 (以下「基本方針」という) の「会議運営」の判断の基準を満たすこと。

基本方針 : <https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>

(別添)

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は契約締結時における国等による環境物品等の調達に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針（<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>）を参考に適切な表示を行うこと。

2. 電子データの仕様

(1) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・文章；Microsoft 社 Word（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
- ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
- ・プレゼンテーション資料；Microsoft 社 PowerPoint（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
- ・画像；BMP 形式又は JPEG 形式

(3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。

(4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R とする。業務実施年度及び契約件名等を収納ケース及び DVD-R に必ずラベルにより付記すること。

(5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

3. 成果物の二次利用

(1) 納品する成果物（研究・調査等の報告書）は、オープンデータ（二次利用可能な状態）として公開されることを前提とし、環境省以外の第三者の知的財産権が関与する内容を成果物に盛り込む場合は、①事前に当該権利保有者の了承を得、②報告書内に出典を明記し、③当該権利保有者に二次利用の了承を得ること。

第三者の知的財産権が関与する内容の一部または全部について、二次利用の了承を得ることが困難な場合等は、当該箇所や当該権利保有者等の情報を、以下の URL からダウンロード出来る様式に必要事項を記入し提出すること。

- (2) 環境省が保有するオープンデータの情報を政府が運用するオープンデータのポータルサイト「データカタログサイト DATA.GO.JP (<https://www.data.go.jp/>)」に掲載及び更新情報を反映させるためのデータに関する説明（メタデータ）について、成果物と併せて以下の URL からダウンロード出来る様式に必要事項を記入し提出すること。

<https://www.env.go.jp/kanbo/koho/opendata.html>

4. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

II 企画書作成事項

企画書は、以下の項目について、別紙様式に従い作成すること。作成に当たっては、専門家以外でも理解しやすいよう可能な限り簡易な言葉を使用し、難解な専門用語については注をつけること。

(1) 業務に対する理解度

本業務に関係する3つ（暑熱対策分科会、お茶対策分科会、ゲリラ豪雨対策分科会）の広域アクションプランに対する理解度を審査するので、近畿地域における効果的な気候変動適応策の推進に対する専門的知見について別紙様式Aに従い記述すること。

(2) 業務実施方法等の提案

以下の提案事項について、別紙様式Bに従い記述すること。

①業務の骨子3（1）1）に記述した「熱ストレス増大により都市生活で必要となる暑熱対策」について、その広域アクションプランに基づく業務の実施方法や実施内容を具体的に提案すること。

②業務の骨子3（1）3）に記述した「局地的大雨による市街地水災リスク増大への適応」について、その広域アクションプランに基づく業務の実施方法や実施内容を具体的に提案すること。

③業務の骨子3（2）に記述した「気候変動適応策の推進のための普及啓発活動」の「民間企業を対象とした気候変動影響に関する研究会」において取り扱うテーマや招集予定の民間企業を具体的に提案すること。

④業務の骨子3（3）に記述した広域協議会・意見交換会・分科会等を効果的、効率的に運営し、議論の活性化を図ることを目的とした運営方法、及び候補となるアドバイザー、有識者の役割分担等について具体的に提案すること。

(3) 業務実施フロー

業務実施フローを別紙様式Cに従い記述すること。

(4) 業務実施体制

配置予定の管理技術者の経歴、手持ち業務等を別紙様式D-1に、業務の内容ごとの業務従事者の配置、役割分担等を別紙様式D-2に従い、記述すること。

(5) 業務実績

過去5年間における気候変動影響評価や気候変動適応関連業務の実績について、別紙様式Eに従い記述すること。

(6) 組織の環境マネジメントシステム認証取得等の状況

別紙様式Fに従い、事業者の経営における主たる事業所（以下「本社等」という。）でのISO14001、エコアクション21、エコステージ、エコ・ファースト制度、

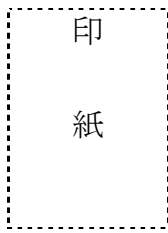
地方公共団体による認証制度等の第三者による環境マネジメントシステム認証取得等の有無を記載し、有の場合は当該認証の名称を記載するとともに、証明書等の写しを添付すること。ただし、企画書提出時点において認証期間中であること。

又は現在は認証期間中でないが過去に第三者による環境マネジメントシステム認証等を受けたことがあり、現在は本社等において自社等による環境マネジメントシステムを設置、運営等している場合は、過去の認証及び現在の環境マネジメントシステムの名称を記載するとともに、過去の認証の証明書及び現在の環境マネジメントシステムの設置、運営等に係る規則等の写しを添付すること。

(7) 組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況

別紙様式Gに従い、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）、青少年の雇用の促進等に関する法律（以下「若者雇用推進法」という。）に基づく認定等（プラチナえるぼし認定、えるぼし認定等、プラチナくるみん認定、くるみん認定、トライくるみん認定、ユースエール認定）の有無を記載し、有の場合は当該認定等の名称を記載するとともに、認定通知書等の写しを添付すること。ただし、企画書提出時点において認定等の期間中であること。

(参考)



契 約 書 (案)

支出負担行為担当官 近畿地方環境事務所総務課長 松本 和也 (以下「甲」という。)
は、 (以下「乙」という。)
と「令和6年度気候変動適応地域づくり推進事業近畿地域業務」 (以下「業務」という。)
について、次の条項により契約を締結する。

(契約の内容)

第1条 乙は、別添の仕様書に基づき業務を行うものとする。

(契約金額)

第2条 契約金額は金 円(うち消費税及び地方消費税の額 円)
とする。

(履行期限及び履行場所)

第3条 履行期限及び納入場所は次のとおりとする。

履行期限 令和7年3月31日

履行場所 仕様書のとおり

(契約保証金)

第4条 甲は、この契約の保証金を免除するものとする。

(再委任等の制限)

第5条 乙は、業務の処理を他人(乙の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。))である場合も含む。)に委託し、又は請け負わせてはならない。但し、書面により甲の承諾を得たときはこの限りではない。

(監督)

第6条 乙は、甲の指示監督により業務を行うものとする。

2 業務の遂行にあたって疑義又は不明の点が生じたときは、甲の指示に従うものとする。

(検査及び引渡し)

第7条 乙は、業務の全部を完了したときは業務終了報告書を作成し、その旨を書面により甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の通知を受けたときは、その日から10日以内に検査を行い、検査に合格した後、乙が成果物の引渡しを申出たときは、直ちにその引渡しを受けなければならない。

3 乙は、前項の検査に合格しないときは直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。この場合においては、前項の期間は甲が乙から修補を終了した旨の通知を受けた日から起算する。

(契約金額の支払い)

第8条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、契約金額（この契約の締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額。以下同じ。）の支払いを請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内（以下「約定期間」という。）に契約金額を支払わなければならない。

(支払遅延利息)

第9条 甲は、第8条の約定期間内に契約金額を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、契約金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払わないことが、天災地変等甲の責に帰すことのできない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、遅延利息の算定日数に算入しないものとする。

(仕様書等の変更)

第10条 甲は、必要があると認めるときは、仕様書等の変更内容を乙に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは履行期限若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第11条 天災地変その他止むを得ない事由により、業務の遂行が困難となったときは、乙は、甲と協議の上契約の解除を行うものとする。

2 前項の規定により契約を解除するときは、第7条から第9条までの規定に準じ精算する。

(契約の解除)

第12条 甲は、次の各号の一に該当するときは、催告することなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

一 乙の責に帰する事由により、乙がこの契約の全部又は一部を履行する見込みがないと認められるとき。

二 乙が第5条、第19条又は第19条の2若しくは第20条の規定に違反したとき。

三 乙又はその使用人が甲の行う監督及び検査に際し不正行為を行い、又は監督官等の職務の執行を妨げたとき。

四 履行期限内に業務終了報告書の提出がなかったとき。

2 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者を

いう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 3 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、催告することなくこの契約を解除することができる。
- 一 暴力的な要求行為
 - 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - 四 偽計又は威力を用いて甲等の業務を妨害する行為
 - 五 その他前各号に準ずる行為

(再受任者等に関する契約解除)

第13条 乙は、契約後に再受任者等(再受任者及び共同事業実施協力者並びに乙、共同事業実施協力者又は再受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)が第12条第2項及び第3項の一に該当する者(以下「解除対象者」という。)であることが判明したときは、直ちに当該再受任者等との契約を解除し、又は再受任者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再受任者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受任者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受任者等との契約を解除せず、若しくは再受任者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

(違約金等)

第14条 甲が第12条又は前条第2項の規定により契約の全部又は一部を解除した場合は、乙は契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 次に掲げる者が契約を解除した場合は、乙は契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
- 二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
- 三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

- 3 乙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22

年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「乙等」という。)に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、乙(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

4 乙が前三項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

5 第1項、第2項及び第3項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超える場合において、甲がその超える分の損害を損害金として請求することを妨げない。

(損害賠償)

第15条 甲は、第12条又は第13条第2項の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

(表明確約)

第16条 乙は、第12条第2項及び第3項のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、解除対象者を再受任者等としないことを確約する。

(不当介入に関する通報・報告)

第17条 乙は、自ら又は再受任者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は再受任者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(担保責任)

第18条 甲は、第7条の規定により引渡しを受けた後1年以内に契約の内容に適合しないものであることを発見したときは、契約不適合である旨を乙に通知し、修補又は既に支払った契約金額の一部を返還させることができるものとする。

(秘密の保全)

第19条 乙は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に洩らし又は他の目的に利用してはならない。

(個人情報の取扱い)

第19条の2 乙は、甲から預託された個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。）及び特定個人情報（マイナンバー（個人番号）をその内容に含む個人情報をいう。）（以下、「個人情報」という。）については、善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

2 乙は、甲から預託された個人情報を取り扱わせる業務を再委任等する場合は、事前に甲の承認を得るとともに、本条に定める、甲が乙に求めた個人情報の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を当該再受任者等も講ずるように求め、かつ当該再受任者等が約定を遵守するよう書面で義務づけなければならない、承認を得た再受任者等の変更及び再受任者等が再々委任等を行う場合についても同様とする（以下、承認を得た再受任者等を単に「再受任者等」という。）。

3 乙は、前項の承認を受けようとする場合は、あらかじめ書面により甲の承諾を得なければならない。

4 乙は個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

5 乙は、個人情報を取り扱う従事者の明確化、従事者に対する監督・教育を行うものとする。

6 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合はこの限りでない。

一 甲から預託された個人情報を第三者（前項記載の書面の合意をした再受任者等を除く。）に提供し、又はその内容を知らせること。

二 甲から預託された個人情報について、甲が示した利用目的（特に明示がない場合は本契約の目的）の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。

三 特定個人情報を取り扱う業務において、乙（再受任者等があるときは再受任者等を含む。）の事務所、事業場等から外部に特定個人情報を持ち出すこと。

7 乙は、甲から預託された個人情報を取り扱う場合には、責任者及び取扱者の管理及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について定めた書面を甲に提出するとともに、個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理（再受任者等による管理を含む。）のために必要な措置を講じなければならない。

8 甲は、個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて必要があると認めるときは、所属の職員に、乙（再受任者等があるときは再受任者等を含む。）の事務所、事業場等において、甲が預託した個人情報の管理が適切に行われているか等について実地検査等

の調査をさせ、乙に対し必要な指示をさせることができる。

- 9 乙は、業務の完了又は契約解除等により、甲が預託した個人情報が含まれる紙媒体及び電子媒体（これらの複製を含む。）が不要になった場合には、速やかに甲に返却又は破砕、溶解及び焼却等の方法により個人情報を復元困難及び判読不可能な方法により廃棄若しくは消去し、その旨を書面により甲に報告しなければならない。ただし、甲が別段の指示をしたときは、乙はその指示に従うものとする。
- 10 乙は、甲から預託された個人情報の漏えい、滅失、毀損、不正使用、その他本条に違反する事実を認識した場合には、直ちに自己の費用及び責任において被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、甲に当該事実が発生した旨、並びに被害状況、復旧等の措置及び本人（個人情報により識別されることとなる特定の個人）への対応等について直ちに報告しなければならない。また、甲から更なる報告又は何らかの措置・対応の指示を受けた場合には、乙は当該指示に従うものとする。
- 11 乙は、甲から預託された個人情報以外に、業務に関して自ら収集又は作成した個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づいて取り扱うこととし、甲が別段の指示をしたときは当該指示に従うものとする。
- 12 乙は、乙又は再受任者等の責めに帰すべき事由により、業務に関連する個人情報（甲から預託された個人情報を含む。）の漏えい、滅失、毀損、不正使用、その他本条に係る違反等があった場合は、これにより甲又は第三者に生じた一切の損害について、賠償の責めを負う。
- 13 本条の規定は、本契約又は業務に関連して乙又は再受任者等が甲から預託され、又は自ら取得した個人情報について、業務を完了し、又は解除その他の理由により本契約が終了した後であっても、なおその効力を有する。

（債権譲渡の禁止）

- 第20条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。
- 2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の対価の支払による弁済の効力は、甲が、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

（紛争又は疑義の解決方法）

- 第21条 この契約について、甲乙間に紛争又は疑義を生じた場合には、必要に応じて甲乙協議して解決するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所 大阪府大阪市北区天満橋1丁目8番75号
桜ノ宮合同庁舎4階
氏 名 支出負担行為担当官
近畿地方環境事務所総務課長 松本 和也



乙 住 所
氏 名

